

第十三回
参議院郵政委員會會議錄第六号

昭和二十七年四月二十六日(土曜日)午前十時五十五分開会

出席者は左の通り。

委員長
理事
岩崎正三郎君

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
810
811
812
813
814
815
816
817
818
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
840
84

中川 幸平君
柏木 庫治君

委員
城
義臣君

駒井 藤平君

郵政大臣 佐藤 榮作君
電気通信大臣

郵政政務次官 寺本 齋君

務局側
保險局長
白根 玉喜君

常任委員
會專門員
勝矢 和三君

（内閣提出、衆議院送付）

長(岩崎正三郎君) それでは委

院のほうより簡易生命保険法の

すでにもうずつと前に予備審

これたことに関連して、もう一遍

法律の御説明を願います。

一部を改正する法律案を衆議院

の結果、原案といたしました。三月一日から実施したい、かように考えて参つたのでありますが、審議に非常に長時間をとりました結果、もうすでに三月を経過し、四月を経過して参りましたので、原案の施行期日の点を修正せざるを得なくなつたのであります。一応五月一日ということにいたしましたのであります。従いまして、それに関連いたしましたして、原案において四

月一日となつておりました点が六月一日といふうちにそれ／＼期日の変更を

見たわけでございます。内容といたしましては、すでに予備審査を頂いてお

りますので、この点の説明は省略させていただきますが、原案修正は只今も申す

施行期日等の期間に関する問題であります。

この点御報告、御説明申上げます。
○委員長(岩崎正三郎君) ほかに御質

問ございせんか。

○柏木庫治君 衆議院で審査いたしたま

すのに数カ月を要するほどの慎重さと内容を持っておるのでありますが、従

いたしまして、今回は八万円が適当である、こういう結論に達したのでありますので、今後経済界の事情を勘案いたしまして、その結果から適当にこれに善処して参るのだというお話をいたしましたのであります。その程度の政府の意向ではどうも不満がある、それで衆議院の郵政委員会としては、政府は早急に引上の処置をとるべきものであるという点を強く要望する、こういうお話もあつたのであります。同時にこれに関連をいたしまして、政府の資金運用部の資金は政府が只今一元的に運用してゐるものでありますが、郵政省は會つて自分自身で運用権を行使しておつたが、その運用権を復元する考え方はないか、殊にこの運用権の復元の問題については衆参両院とも決議をしてゐるものである、これは早急に実施すべきものと思ふが、政府側の意見はどうかというお尋ねでありました。これに對しまして私どもは衆参両院の御意向を十分尊重いたして、これに善処する考えであり、すでに事務局の案ができて上つておられますので、これは当委員会に申上げるのは如何と思ひますが、只今も政府といたしましても、政府の与党である自由党の政調會にその案を持ち込みまして、そして早急に審議を開始し、そして政府当局の意向を一致させまして、そしてこれが早急なる実現を期する、その方向で努力するというお話を実はいたしました次第でございます。この点は委員会に申上げるのは不適当とは思ひますが、政府自身がつております点は、もうすでに原案を自由党の政調會には提案いたしまして、今明日にも政調會のほうで慎重審議にかかる、か

ような段取りに相成つておるのでございます。結論といたしましては、只今申上げるような二点が強い衆議院側の希望意見でありまして、私どもも今回八万円にいたしましたことは、経済上の事情、止むを得ないという考え方が、この線に到達をいたしましたのであります。本来的な社会保険制度の建前なり、或いは簡易保険運営の面から見ますれば、もつと引上げたいというふうな気持ちも多分にあつたわけでありまして、併し国家的な観点に立つてこの問題を見ますと、この際は八万円が先ず適当ではないか、実はかように考へまして、原案の御賛成をして頂いた次第でございますが、同時に又衆議院の委員会におきます只今御披露申上げたような率直な御希望なり、又率直な御批判等につきましては、政府自身も十分その意を了解いたしておるわけでありまして、今後これらの線に沿ひまして最善を尽して善処いたして参る考え方であります。只今柏木委員からお話がありましたので、私も政府側として、特に審議の途上におきまして、強く私どもの脳裡に映じております二、三の点を御披露申上げたような次第でございます。

○城島重雄 只今柏木君の御質問に對して、大臣から種々御説明をお伺ひいたしましたのであります。その中の一つの資金運用部資金の復元等の問題と絡んでいへば、政治的に考慮しなすやならん問題もあるやに聞いているのであります。まあ私も似た思ひしては、与党の立場から政府の原案を支持するのが当然だという一応の常識になつておりますが、併し本問題につきましても、いろいろの経過がありまして、

緑風会、民主黨その他のかた々々もよくこれまで同調をされてきて、極めて和氣霽々裡に、いわゆる参議院の性格からして客観的に公正に國民の要望に副いたい、こういう非常に高い理想を抱いて審議を進めて参つたのであります。そこで実は冒頭に申上げました資金運用部資金の復元の問題等とも絡み合せて、いろいろの問題も考慮しなければならぬ段階でありまして、暫らく速記を止めて頂きまして懇談に移して頂ければ幸いだと思いますが、委員長よろしくお取計らい頂きたいと思ひます。

○委員長(岩崎正三郎君) 速記をとめる前に、私も一応御質問したいのです。が、大体大臣の柏木君に對する御答弁で一応の了解は得られるようでありまして、大体この法案は内容そのものはその問題でなくて、中に含まれる八万円というものが安いか、高いか、それが妥當か、不適當かということが審議の焦点だと思ひますが、それだけのことで私は三月も衆議院でからなければならぬということ、これは原案を提出した政府として、而も絶対多数を持つてゐる与党として、三月もこれにかかつておるといふことは、政府として誠に私には不手際だと思ひます。その間に世間ではいろいろの噂も飛んでおり、そこで私はなぜ政府がそれを三月も傍観と言つては失礼ですけれども、手が及ばなかつたか、力が足らなかつたかという根拠ですか、むづかしく言えば根拠になります。簡単に申せば、そういうたいきさつですね、もう少し詳しく御説明願ひたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 只今委員長

が御指摘のように、法案自身といたしましては、金額だけの問題だということでありまして、その基本になります限度を変更するということ自身にも相論議があつたわけでありまして。従ひまして、私どもは一面原案を作りましてにいろいろ審議をいたしたわけでございますが、先ほど柏木委員にお答えいたしましたような観点から、民間事業を特に育成するとか、特に面倒を見るとか、或いはそのために今委員長が言われたのはどういふ意味かわかりませんが、いろいろ誤解を受けるとか、こういうようなことがあつては相成らないのであります。その点は十分戒心して参りましたが、保険事業の現況から見ますと、或る程度どうしても引上げて参らねばならない。これは保険事業自身が御承知のことだと思ひますが、終戦直後特別の制度を創始いたしました、事業運営をやつて参りました、これらの新しい制度もこの契約だけではできず、それらの掛金等も払込の満了の時期に到達いたしておりますので、かような状態になります。と、どうしても限度だけは何としても上げなければならぬ、この点が特に事務当局なり、私もいたしまして頭を悩ましたものであります。従ひまして一部非難を受けておりますような民間事業、保険業者の面倒を見る、こういう考え方は、限度の引上げ自身も止むを得ないわけなのでございまして、そういうわけのものじやなくて、どうしても限度は引上げなければならぬ。これはもう保険事業自身の現状から見れば一つの結論であつたわけでありまして、それを上げた場合に、先ほど議論のありました

ような社会保険制度の観点に立つて、その目的を達成するに足る限度にまで引上げ得るか、かように考えますと、現在の経済情勢はどうもそう考へられない。私どもの見るところでは、民間保険が一年間に約六百億程度の金を集めておりますし、簡易保険が五百億程度の金を集めております。さういふ考えますと、国家資金と民間資金とのバランスはやはり考へて参らなかつて、経済の正常な運行という点に支障を来たすのじやないか、こういう点を特に恐れたわけでありまして、民間保険自身が非常に伸び得ると申しますか、あれだけの金を持ち、あれだけの制度を持つてゐる、簡易保険のごとき、ただ単に無審査だけで行くのではなく、有審査保険、非常に高額保険をやつてゐるの現状から見ますと、もつと保険事業が活発に伸びてくればならぬ、只今申上げますような点を考慮に入れる必要はないのでありまして、機能なり、その性格から見れば、僅かに簡易保険と同程度の保険金を集めるというふうなものではないと思ひます。が、何と申しまして、戦後のインフレーションの影響を受けておりますので、民間事業としてはなかつた懸念を伸ばし得ない、こういうふうな懸念があつたわけでありまして、これらの点を特に考慮に入れまして、実は八万円にいたしましたのであります。そこでこれは改進黨、社会黨のほうの考え方は、最後の結論になりました。原案に賛成を頂いたのであります。が、与党内部の話を率直に申しますと、与党内部におきましては、限度の引上げ自身に反對する一部の諸君もおりますし、又この政府原案程度では否十分だとするかた

もあるし、それらの意見を調整するのには相当時日を要して参つたのであります。これは率直に申し上げまして、そういう状況にありました。政府自身がもつと積極的な与党の意見を指導するならば、そういう結果にも相成らないのではないかと御批判は、これは確かにあるわけでありまして、私もこの意味においては政府当局として十分責任を感じておるわけでございますが、何を申しまして、只今はやはり国会中心に物事を決定して行く時期でありますので、私もその点では政府の積極的な動きというものは努めて避けたいわけでございます。殊に恐らく政府の説明が十分でございませうば、与党としては賛成がして頂けるのではないかと、こういうような期待を待つておりました結果、大衆時日を過ぎたして相済まなかつたのでございます。最後の決議の際におきましては、幸いにいたしまして、改進黨からも強い希望意見は出ましたが、改進黨も、又社会党も原案に賛成して、反対をいたしたのは衆議院では共産党だけだ、というふうな結果に相成つたのでございます。本会議の席上におきましても、社会党からは賛成討論をして頂いておる。勿論政府のやり方につきましては、双手を挙げての賛成という意味ではないと思ひますけれども、政府の施策についての忌憚のない批判は賜りました。現状としてはこの程度で止むを得ないのではないかと、意味において御賛成の討論を頂いたような次第であります。以上御報告を申し上げます。

○委員長(岩崎正三郎君) 引続きまして質問したいと思ひます。結論といたしまして、インフレで困難して来ておる民営事業も育成しなければならぬ、又一面には社会保障の観点に立つて、この簡保も大いに育成しなければならぬという両方立てようとして今日まで苦勞して来たというふうな今日まで感じられるのです。併し私どもの考えは、まあ意見になります。今日日本で一番必要とするのは社会保障制度の確立が今日の世界の情勢から考えても、日本の新しい出発のためにも大いに必要であらうと思ひます。そこで私も大体戦前の二百倍の物価といふことからすれば、当然これは十五万くらゐに引上げなければならぬと考えておつて、私も皆そういう意見に御同調を願つておつたのであります。ところがなにかそこまで参らなかつた。ところでいろ／＼承ります。というところ、これを八万円に我慢してらつて、その代り運用資金のほうを至急復元する、還元するといふことに、政府の意図もきまつておると、又自由政調会でもそういうほうに向つておるといふのであります。ところが、そこが何かこれとあれとの取引といふような観点にも思はれる。私はそうではない、これは片方は社会保障の観点に立つてできるだけ育成する、片方の運用資金の復元といふものは、一つの地方財政の面といふことも勘案しての問題であるので、これとそれとを取引的に考えることはどうも私どもの考えとしては納得できない。従つてたとえこの八万円というものが、その意味があらうがなからうが、これは一面においてどうしても資金運用部の資金のほうは早急に解決してもらつて行かなければならぬという、その観点に立つて、大臣が復元に對して

どの程度速かに、内容はどうかというふうな内容を以て復元の線を進めておられるか、もう少し簡潔でよろしくございしますが。

○國務大臣(佐藤榮作君) お話のよう、限度を引上げるということと運用権の問題は直接の関係はないわけでありまして、又限度引上に際して運用権を云々することは、むしろ只今御指摘があらうように、法案通過のため取引に供したかのごとき誤解を受けておるものであります。限度の引上問題につきましては、私も先ほど来申し上げましたように、今日の経済事情が八万円が適当であると、かように考えておるのであります。時期的な要素を除いて参りますならば、それはもう少し引上げたい考えがあるものであります。従ひまして、先ほど御披露申し上げました衆議院における強い御希望といふものが、この意味において私もその考え方と一致するよう思ひます。この考え方と一致するよう思ひます。これは民間の保険事業が民間資金を集めておる状況等に對しまして、一層の力を大蔵省が貸して、民間事業の活発な活動、その結果民間資金を十分吸収し得るよう、その機能を發揮するようには是非とも持つて参りたいと思ひます。そのうち、参り参りますならば、簡易保険といふ際も参ります。この八万円の限度にとどまるものでなしに、更にこれを改正して限度を引上げて参りたいと、かように考えているのであります。併しこの問題はさうな考え方を持つておられますが、簡易保険について過去において非常に問題になつた問

題は、この運用権を復元する問題であります。この点は如何なつておるかというふうな御尋ねがあり、それに対して、先ほど来申し上げたやうな、政府の率直な意向を披瀝いたしておるわけでありまして、この復元が今日まで実現いたさなかつた事柄は、私よりも国会の皆様が十分御承知のことだと思ひます。只今資金の面につきましては、金融の面と申しますか、その面におきましては、一つの国家的計画を遂行いたしておるのであります。郵政省に復元をいたしますならば、一元的國家計画遂行に支障を来たすのではないかと、又そういうことがあつたのだといふような議論があるわけでありまして、そのために今日まで実現いたして参らなかつた、かように私は考えておるのであります。そこで政府といたしまして、勿論今日やつておりますやうな資金計画といふものは、こまでも一元的にこれを樹立し、その実行に當りまして、この一元的な資金計画の実施に支障を来たさないやうに運用をいたして行かなければならぬといふのだ、これは根本的な前提条件として私も了承をいたしておるわけでございます。御承知のやうに資金運用委員会におきまして、一元的計画を樹立すると、この計画の範囲におきまして、一部を郵政省が担当し得るやうにも考えて得るものであります。この意味においては一元的機能を喪失しない、而も實際の業務といたしましては、地方の事情に最も密接な関係を持つちます郵便局が、この貸付等につきまして積極的な処置をとり得るやうにいたして参りたいと思ひます。大蔵省

と郵政省との事務的分担内容を明確にいたすことによりまして、一元的運用にも支障を来たさず、又利用者各位に對しまして、不便を与えないやうに相成るのではないかと思ひます。併し、これが恐らく衆議院におきまして決議を見ました御趣旨だと、かように考えるので、私もその線であらう。只今までのところ政府内部におきまして話がまとまつたとか、或いは自由党自身におきまして具體的な成案を得たとかいふ段階ではありません。自由党にいたしまして、国会で決議なさりました御意向は十分尊重すると申すよりも、その方針に従つて諸施策を樹立して参るべきもののように考えるのであります。この根本的な観点に立ちますれば、この問題は必ず解決を見るものだ、かような案は考え方をいたしておるのであります。只今からその案の成否等についての見通しを問われまして、只今申し上げるやうな、私どもの信念を御披露いたすという以外には、只今まだ審議が始まつておりませんので、申し上げ得ないやうに思ひます。

○委員長(岩崎正三郎君) ちよつと今大臣の御説明で、資金運用権の復元が金融の一元的な機能を阻害しない、そして郵便局関係を通じての地方の実情に即するやうにやりたい、誠にそれなればならぬと思ひます。ところが最近何かこれを、資金運用権が復元することが、却つて地方の金融、地方財政の混乱を導くやうに宣伝する向があり、又そういう面であらうと陳情して来るものがあります。こ

の点をどうか一つ今の大臣の御方針の
ような堅持で、事務局の折衝を是非
進めて頂きたい、かように希望上げ
ておきます。

○國務大臣(佐藤榮作君) その点は私
はかように考えておりますが、運用権
の復元と申しますと、基本的な計画か
ら郵政省独自の観点で運用するの
ではないか、こういうような一部の宣
伝が相当強く行つておるやに聞
くのであります。私も政府の一部局
として、かような考え方はいたし
ませんし、現在の経済情勢から見
まして、そこまで突き進むことは非
常な危険があるやに見受けるのであ
ります。問題は事務局の事務の分
配の問題であります。これは双方で
智慧を絞らなければ、又妥結さ
せなければ相済まない、かように考
えて折角努力しておる次第であ
ります。

○駒井隆平君 ちよつと重ねて申上
げようになりますが、今大臣の話を聞
きますと、最高限度にしても不満足
である。併し現在の社会情勢から勘
案して八万円は適当だ、こうおつし
やつたが、それは本当に良心的でな
く、政治的の言葉だと思つて私も承
しおるのです。元来この簡保の性質
から言つても、現在のこの老後の、説
明されたように生活の安定であるか
、或いは最終的の医療費に当てるた
めに、或いはその他葬祭費、被保険
者の遺族を養ふ、こういう目的に關
するに達しておるのではありません
。それを八万円その目的を達し得る
や否やといふことは、これは論議す
る必要がなく、これでは不満足だ。
これは大臣も御了承のことと思
うが、私

もはすべての情勢から見ても大臣は非常
に御遠慮なすつて押切りがよいとい
うような考えを持つておる。それを十
五万円にするというのが適当である
が、すべての情勢から勘案して、これ
は止むを得ない、こういうふうにお
つしやいますけれども、そう私は行か
んと思う。民間保険を圧迫するとい
うような段階のものでなく、仮に十五
万円に引上げても、又民間の保険
とは性質が違ふ、又利率も違ふ、従
つてその民間事業を圧迫するとい
うような程度には私は参らんと
思ふのです。

衆議院のこの委員会の成り行き等を
續御説明になります、御尤もな点も
勘案されますが、私ももう一つ強
調しておきます点は、今委員長から
もお話になりましたように、資金運
用の復元、これはもう我々も強調し
ておる。それが今日まで延び／＼にな
つておるといふのは、むしろ佐藤郵
政大臣のその行方の方がよほど手ぬ
る、遠慮なすつておる、率直に言
えば、それだと思ふ。こんなものは
当然今までの決案を出し、大蔵大臣
も了承しておる。然るに今日まで
延び／＼になつておるのは佐藤郵
政大臣が健康であるからです。む
しろ引つ込み思案で強調なさらない
結果、今日まで延びて来た、こ
う私は考えておるのではありません
。同時に最高限度の増額案も、御遠
慮なすつて、十五万円にすべきが
当然である、然るにすべての政治
的の行き方、或いはすべての周囲
の關係から御遠慮なされたと思
う。そこで参議院としては公正に
妥當に、社会的から見てこれが妥
當なりという上げ方をすべき

だと思ふ。私は考えるのであります
が、併しこちらに廻りましてまだ二、
三日に過ぎませんので、この点に
對して我々非常に考慮する必要があ
ると思ふ。今暫らく時日をかけて頂
いて、五月一日に施行する、その意
に副うといふことは私参りかねるの
であります。その委員長から五月一
日に施行するといふ点に至らず、極
く慎重に審議して妥當なる結論を
この参議院において出すといふこ
とにしたいと思います。

○柏木康治君 さつき委員長からの問
に對して、郵政大臣のお答えの中
に、委員長はどういう意図で言
われたかわからないが、誤解があ
つてはならぬといふような意味で、
自分たちは特に民間保険を育成
するとか、協力するとかいう意
図はないのだ。集まつた資金を
民間のほうに貸して行くものと、
官庁で使うものとの二つの色分
けに對して、民間の資金を増すこ
とが望ましいといふ、この資金運
用の關係で、こらだといふお話
であつたのであります。私が、私
はその保險業といふものが今の
日本の經濟界で、今の日本で絶
對に必要であつて、これが大きい
にすれば、今の三倍くらいに早
急に発達することを願つておる。
この意味において私は佐藤郵政大
臣が民間保險を大いに育成し、
民間保險の發展と、それに力
を尽したいといふような大臣であ
る、と考へるくらいです。ところが
資金を使う方面が民間と官庁と
である、民間に集まる金を少く
し、民間に集まる金を少くした
くないといふこの点においては、
私は非常に賛成であります。こ
れは八万円が十万円になつたら
民間保險に集まる金が少くなる
、こ

い。今の簡易保險で五百億集まり、
民間保險で六百億集まつておる
といふならば、それは民間保險が
余りだらしないのである。民間
保險の努力そのものが足りない
のです。この際私はむしろ十
万円、十五万円にしたほうが、
民間保險が努力して、却つてそ
れが刺激になつて日本の保險が
発達すると、こ以前は考へてお
る、今も考へておるのではありません
。民間保險のものが、十
万円にすることにしようといふ
ことが、脅威を感ずるといふやう
な、これはさういふことで、保
險金が集まらなくては、保險
業者が保險の尊さといふものを
自覺して、そして真剣に努力す
るならば、私は必ず伸びると考
へる。而して理想的に言ふならば、
實際は官庁で五百集まつたから
民間が千五百、三倍ぐらいで、
使う場面が広いのだから、産業
の發展と努力を希望する、この
ために民間の保險の發展と努力
を希望する、と、これはさうい
ふことと、誠に不本意極まりな
いのであります。私も民間保險
業者と……これは同業者であ
ります。同業の立場におきまして
は、双方の手を握つて、さうして
保險事業が發展することによつ
て日本の經濟の基礎を強固にし
る、こへ持つて来るのが本来の
私どもの大きな使命だと思つて
おる。この観点に立ちまして、
民間の事業者のかたとお話し
合はし、たこの大理想を實現し
たい、な

い。今の簡易保險で五百億集まり、
民間保險で六百億集まつておる
といふならば、それは民間保險が
余りだらしないのである。民間
保險の努力そのものが足りない
のです。この際私はむしろ十
万円、十五万円にしたほうが、
民間保險が努力して、却つてそ
れが刺激になつて日本の保險が
発達すると、こ以前は考へてお
る、今も考へておるのではありません
。民間保險のものが、十
万円にすることにしようといふ
ことが、脅威を感ずるといふやう
な、これはさういふことで、保
險金が集まらなくては、保險
業者が保險の尊さといふものを
自覺して、そして真剣に努力す
るならば、私は必ず伸びると考
へる。而して理想的に言ふならば、
實際は官庁で五百集まつたから
民間が千五百、三倍ぐらいで、
使う場面が広いのだから、産業
の發展と努力を希望する、この
ために民間の保險の發展と努力
を希望する、と、これはさうい
ふことと、誠に不本意極まりな
いのであります。私も民間保險
業者と……これは同業者であ
ります。同業の立場におきまして
は、双方の手を握つて、さうして
保險事業が發展することによつ
て日本の經濟の基礎を強固にし
る、こへ持つて来るのが本来の
私どもの大きな使命だと思つて
おる。この観点に立ちまして、
民間の事業者のかたとお話し
合はし、たこの大理想を實現し
たい、な

い。今の簡易保險で五百億集まり、
民間保險で六百億集まつておる
といふならば、それは民間保險が
余りだらしないのである。民間
保險の努力そのものが足りない
のです。この際私はむしろ十
万円、十五万円にしたほうが、
民間保險が努力して、却つてそ
れが刺激になつて日本の保險が
発達すると、こ以前は考へてお
る、今も考へておるのではありません
。民間保險のものが、十
万円にすることにしようといふ
ことが、脅威を感ずるといふやう
な、これはさういふことで、保
險金が集まらなくては、保險
業者が保險の尊さといふものを
自覺して、そして真剣に努力す
るならば、私は必ず伸びると考
へる。而して理想的に言ふならば、
實際は官庁で五百集まつたから
民間が千五百、三倍ぐらいで、
使う場面が広いのだから、産業
の發展と努力を希望する、この
ために民間の保險の發展と努力
を希望する、と、これはさうい
ふことと、誠に不本意極まりな
いのであります。私も民間保險
業者と……これは同業者であ
ります。同業の立場におきまして
は、双方の手を握つて、さうして
保險事業が發展することによつ
て日本の經濟の基礎を強固にし
る、こへ持つて来るのが本来の
私どもの大きな使命だと思つて
おる。この観点に立ちまして、
民間の事業者のかたとお話し
合はし、たこの大理想を實現し
たい、な

い。今の簡易保險で五百億集まり、
民間保險で六百億集まつておる
といふならば、それは民間保險が
余りだらしないのである。民間
保險の努力そのものが足りない
のです。この際私はむしろ十
万円、十五万円にしたほうが、
民間保險が努力して、却つてそ
れが刺激になつて日本の保險が
発達すると、こ以前は考へてお
る、今も考へておるのではありません
。民間保險のものが、十
万円にすることにしようといふ
ことが、脅威を感ずるといふやう
な、これはさういふことで、保
險金が集まらなくては、保險
業者が保險の尊さといふものを
自覺して、そして真剣に努力す
るならば、私は必ず伸びると考
へる。而して理想的に言ふならば、
實際は官庁で五百集まつたから
民間が千五百、三倍ぐらいで、
使う場面が広いのだから、産業
の發展と努力を希望する、この
ために民間の保險の發展と努力
を希望する、と、これはさうい
ふことと、誠に不本意極まりな
いのであります。私も民間保險
業者と……これは同業者であ
ります。同業の立場におきまして
は、双方の手を握つて、さうして
保險事業が發展することによつ
て日本の經濟の基礎を強固にし
る、こへ持つて来るのが本来の
私どもの大きな使命だと思つて
おる。この観点に立ちまして、
民間の事業者のかたとお話し
合はし、たこの大理想を實現し
たい、な

い。今の簡易保險で五百億集まり、
民間保險で六百億集まつておる
といふならば、それは民間保險が
余りだらしないのである。民間
保險の努力そのものが足りない
のです。この際私はむしろ十
万円、十五万円にしたほうが、
民間保險が努力して、却つてそ
れが刺激になつて日本の保險が
発達すると、こ以前は考へてお
る、今も考へておるのではありません
。民間保險のものが、十
万円にすることにしようといふ
ことが、脅威を感ずるといふやう
な、これはさういふことで、保
險金が集まらなくては、保險
業者が保險の尊さといふものを
自覺して、そして真剣に努力す
るならば、私は必ず伸びると考
へる。而して理想的に言ふならば、
實際は官庁で五百集まつたから
民間が千五百、三倍ぐらいで、
使う場面が広いのだから、産業
の發展と努力を希望する、この
ために民間の保險の發展と努力
を希望する、と、これはさうい
ふことと、誠に不本意極まりな
いのであります。私も民間保險
業者と……これは同業者であ
ります。同業の立場におきまして
は、双方の手を握つて、さうして
保險事業が發展することによつ
て日本の經濟の基礎を強固にし
る、こへ持つて来るのが本来の
私どもの大きな使命だと思つて
おる。この観点に立ちまして、
民間の事業者のかたとお話し
合はし、たこの大理想を實現し
たい、な

○國務大臣(佐藤榮作君) 只今のお話
私同感、共鳴、共感の意を表しま
す。一、二私意見がましくなり
ますが、私の考え方をもう一つ補
足させて頂きたいと思ふ。私は先
ほど民間資金の運用されておる重
要性を特に強調したのであります。
この点は民間保險におきましても、
い、工夫を願わなければならぬとい
う点がある。であります。もと
／＼官營事業と民營事業を競争の
立場のみに見ますことは、私も
官營に携わつています者から見
ますと、誠に不本意極まりない
のであります。私も民間保險業
者……これは同業者であります。
同業の立場におきましては、双
方の手を握つて、さうして保險
事業が發展することによつて日
本の經濟の基礎を強固にする、こ
へ持つて来るのが本来の私ども
の大きな使命だと思つておる。
この観点に立ちまして、民間の
事業者のかたとお話し合はし、
たこの大理想を實現したい、な

い。今の簡易保險で五百億集まり、
民間保險で六百億集まつておる
といふならば、それは民間保險が
余りだらしないのである。民間
保險の努力そのものが足りない
のです。この際私はむしろ十
万円、十五万円にしたほうが、
民間保險が努力して、却つてそ
れが刺激になつて日本の保險が
発達すると、こ以前は考へてお
る、今も考へておるのではありません
。民間保險のものが、十
万円にすることにしようといふ
ことが、脅威を感ずるといふやう
な、これはさういふことで、保
險金が集まらなくては、保險
業者が保險の尊さといふものを
自覺して、そして真剣に努力す
るならば、私は必ず伸びると考
へる。而して理想的に言ふならば、
實際は官庁で五百集まつたから
民間が千五百、三倍ぐらいで、
使う場面が広いのだから、産業
の發展と努力を希望する、この
ために民間の保險の發展と努力
を希望する、と、これはさうい
ふことと、誠に不本意極まりな
いのであります。私も民間保險
業者と……これは同業者であ
ります。同業の立場におきまして
は、双方の手を握つて、さうして
保險事業が發展することによつ
て日本の經濟の基礎を強固にし
る、こへ持つて来るのが本来の
私どもの大きな使命だと思つて
おる。この観点に立ちまして、
民間の事業者のかたとお話し
合はし、たこの大理想を實現し
たい、な

い。今の簡易保險で五百億集まり、
民間保險で六百億集まつておる
といふならば、それは民間保險が
余りだらしないのである。民間
保險の努力そのものが足りない
のです。この際私はむしろ十
万円、十五万円にしたほうが、
民間保險が努力して、却つてそ
れが刺激になつて日本の保險が
発達すると、こ以前は考へてお
る、今も考へておるのではありません
。民間保險のものが、十
万円にすることにしようといふ
ことが、脅威を感ずるといふやう
な、これはさういふことで、保
險金が集まらなくては、保險
業者が保險の尊さといふものを
自覺して、そして真剣に努力す
るならば、私は必ず伸びると考
へる。而して理想的に言ふならば、
實際は官庁で五百集まつたから
民間が千五百、三倍ぐらいで、
使う場面が広いのだから、産業
の發展と努力を希望する、この
ために民間の保險の發展と努力
を希望する、と、これはさうい
ふことと、誠に不本意極まりな
いのであります。私も民間保險
業者と……これは同業者であ
ります。同業の立場におきまして
は、双方の手を握つて、さうして
保險事業が發展することによつ
て日本の經濟の基礎を強固にし
る、こへ持つて来るのが本来の
私どもの大きな使命だと思つて
おる。この観点に立ちまして、
民間の事業者のかたとお話し
合はし、たこの大理想を實現し
たい、な

あります。例えて申しますれば、病人が回復期になつた、もうすでに一日も早く活発な行動をとるようにと申しまして、なか／＼重病のあとであります、足腰が立たないのではありません。私どもが見るところによれば、現在の民間事業といふのが非常に戦後受けました打撃が大きいので、そのためにまだどうも活発な活動ができておらないように見受けるのであります。一例をとつて申しますれば、御承知のように簡易保険と民間保険との間には、当初にははつきりした分野がありました。が、今日は民間保険会社も無審査保険を始めておる、そして無審査保険の限度は民間のほうでは相当高度になつておるわけでありまして、その平均額等も相当の金額になつて参つていと思ひますが、僅か七万二千円程度しか平均額が上つておらない。これは民間保険の金利の問題その他いろいろ問題もあると思ひます。勉強すべき点は何と申しますれば、金額は上ることだと思ひますが、なか／＼民間事業の無審査の金利は、只今申上げますように低いのであります。簡易保険のほうの限度を引上げて参ります場合にも、先ずその平均の程度を組むざるを得なく相成るのであります。それがまあ八万円程度ということに相成るのであります。先ほど申上げましたように、社会保障制度の観点に立てば、或いは二十万だとか、或いは計算の仕方によりましては、三十万というようなことにも相成るでありまして、只今までの簡易生命保険の活動の状況から見ますと、その限度に近い契約をいたすようなのが出来は実情であります。かように考えますと、限度以

内、その契約だからと、かように申しまして、なか／＼保険を担当されておられます人々から見れば、業務に非常な熱意を示しておられますので、やはり限度一ぱいの契約をするように相成るだらうと思ひます。これは又加入者のほうから言ひましても、もう少し……、しつこい勧誘だといふふうにも相成るのではないかと思ひます。併し私は簡易保険制度ができて、保険制度に對する国民の理解は非常に深まつた、かように考えますので、この点は今の簡易保険に携わつておる従業員の大きな功績だと思ひますが、まあ一部におきまして批判を受けるような点も将来やはり考へてもらなければいけません。そういういたしますと、只今御指摘になつておる十五万とか、十万とか、こういう程度であれば、そういうような非難もなくならぬのじやないかという御意見に相成るだらうと思ひますが、只今申上げる民間保険の現在の非常な足弱な状態を考へますと、この際は先ず八万程度止むを得ないのじやないか。その場合に民間保険の勝手なことをする、こういうような考へ方を持たれないで、同じ保険業者なんだから、簡易保険自身が先ほど申上げましたように、もう五万の限度で悩めるのだ、どうしても引上げなければならぬのだというのを率直に申上げましたが、民間保険にもやはり契約高を、七万二千円程度の平均でありますのを、更に十万円に上げるとか、或いは十二万円に上げるとか、そういう計画が当然あつて然るべきだ、そういうようになりなすれば、これは国民全体の蓄積の総額も殖えて参ります。経済界

も活発な活動ができる、大体その方向に持つて参りたいと、かように私は考へるのであります。こういうような点については、恐らく現在の状態において民間業者としては相当危惧を持つておられることと思ひますが、最近民間保険自身も相当金利を引下げるとか、或いは引上げるとか便宜を図つておられますので、これらの点は将来の問題といたしまして、相互援助の立場に立つて、この保険業、官営民営を通じての保険業の発達を期する、こういうような状況に相成るものだらうと、かように考えます。又そこに持つて行かなければならぬ。で、先ほど来お話のありました施行期日の問題は、私もいたしまして遅れたものであります。早くしたいと思ひますが、冒頭に御迷惑をおかけして、今日出して、そして五月一日の実施を皆機がたの都合を考へないで強く主張するものではないかと思ひます。殊に只今お考えとして御披露頂きました五月十日というような点は、祭日等の点を勘案いたしました、至極御尤もなお話であるとか、かように私は考へる次第でございます。これも併せて共感を感じておる問題として（笑聲）申上げておきます。

○柏木康治君 これは、私のこれから申上げることとはちよつと脇道のようにありますが、私はどうしても日本経済の健全な基礎を作る意味において保険業のすばらしい発展を希望しておるのですが、それが簡保と民保とが集まる金がこんなに接近し過ぎておるといふような段階のことを非常に嫌しく感じないのであります。先に申上げました通り、少くともいつでも民間のこれが非常に発展を、保険業が正しく発展をするならば、簡保をやめてもいいと、こういうふうには私は実際は考へておるのです。簡保の本当の行き方は民間の手がどこかにありますから、民間の手のとどかないような貯金を集めて行くところの一番簡保らしい意味があると思ふのであります。どこまで行つてもこういうふうには簡保が民間に接近をして来たといふことについて、何としても私は民間保険業者の反省とその努力を希望するのですが、一番民間保険の私の見る欠点は、審査をしていふ金を払うときになつたら、過去の病状を言わなかつた、隠しておつたといふような、本人の知らないようなことまで掘出して腕利きの社員というものが成るべく私わんように、成るべく値切つたのが腕利きの社員だといふふうな考へて、それを奨励するような保険会社があるのです。そういうことが民保を蝕んでおる、一番大きな信頼ができないという問題なんです。これは郵政大臣から注意すべきことだとか、何とかといふことは別であります。が、若し郵政大臣がさつきおつしやられたように、民保の発展を本當に希望するならば、私はだから簡易保険を相当な額に上げて、民保を震え上らせ、そして民保の活動をさせて、そして民保の発達をした時分に、簡保は簡保の本當にあられしように、むしろ五万円ではない、三万円ぐらいにして、あとは皆民保に……。笑聲

こういうあり方に私は行きたいと考へております。だからどうぞあなたはこの問題で民保に合はれるならば、民保の金全部とは言わぬ。そういう民保全体の信用を失う民保の中を考え方を持つた者があるといふことだけは、少くとも現にその任に携はる者は知つておらなければならぬ。甚だ……。笑聲

○城島臣君 御委員からも非常にまあ率直な熱意のある御発言があつて、大臣はもとと遺憾せうにやれといふお言葉の裏には、民保業者を愛せられるし、又柏木委員の鋭い、而もユーモアなお話の中にも私は非常に共鳴する点が多いのであります。いざにいたしまして、参議院の本委員会としては、まだ審議のよく尽くせないものもあるやに考へられますので、柏木委員の言われた十日までという御発言がございましたが、大臣におかれても、これを了承せられておると聞きますので、つきましては、本日はこの程度で一応散会いたしまして、次回に一つ譲つて頂きたい、こういうことをお願いしたいので動議を提出いたします。

○委員長（岩崎正三郎君） 今御発言のあつたように、この辺で本日は散会を散会いたします。

午前十一時五十七分散会

四月二十五日本委員会に左の事件を付託された。

一、簡易生命保険法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は一月二十五日）

昭和二十七年五月八日印刷

昭和二十七年五月九日発行

參議院事務局

印刷者 印刷行